

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第6次報告

平成22年7月

目 次

【本編】

はじめに	1
1. 検証の対象とした事例及び検証方法	2
2. 個別調査票による事例調査の集計結果	4
3. 個別ヒアリング調査による事例調査の結果	16
4. 検証に関する調査結果	24
5. 課題と提言	29
おわりに	40
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する 専門委員会」委員名簿	
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する 専門委員会」開催経過	
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する 専門委員会」における現地調査経過	41

【資料編】

1. 死亡事例集計結果	1
2. 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証機関等 の設置状況等について（平成 22 年 1 月現在）	45
3. 用語解説	51

本 編

はじめに

子ども虐待については、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が制定されるとともに、児童福祉法も順次改正され、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など子ども虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、虐待による死亡事例は依然として跡を絶たない状況である。

これらの子ども虐待による死亡事例等を分析・検証し、事例から明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、これまで5回の報告を取りまとめるとともに、平成20年6月には、第1次から第4次報告までの対象期間（平成15年7月から平成18年3月まで）について、本委員会で把握した全事例について総括的分析を行い、本委員会の報告を受けて国が行った措置や今後の課題等について総括報告を取りまとめたところである。

一方、国会においては、平成19年5月に児童虐待防止法の改正が行われ、平成20年4月1日より、重大な子ども虐待事例について、分析や、児童虐待の防止のための調査研究及び検証を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされた。

本委員会においては、第6次報告として、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検討を行うとともに、地方公共団体で行った子ども虐待による死亡事例の検証状況について検証を行い、発生事例及び地方公共団体の検証方法について明らかとなった課題を受けて、具体的な改善策を提言することとした。

虐待による痛ましい被害や死亡事例を無くしていくためには、国及び地方公共団体において死亡事例等の検証を実施し、その結果をこれからの虐待対応に活かしていくことが極めて重要である。全国の子ども虐待への対応に携わる関係者は、もう一度、虐待対応の基本を再認識するとともに、本報告が今後の虐待対応に活かされ、虐待による死亡事例がなくなることを期待する。

また、図らずも重大な子ども虐待事例が生じてしまった場合には、本報告の内容も参考にしながら、確実な検証の実施を図られたい。

1. 検証の対象とした事例及び検証方法

(1) 対象事例

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 12 か月間を対象とした。

この間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例は 107 例（128 人）（心中以外の事例 64 例（67 人）、心中（未遂を含む。以下同じ。）事例 43 例（61 人））であった。

また、この他に児童虐待による死亡事例か否かの判断ができなかった不明ケースが 15 事例もあった。今後、児童虐待であることが明らかになった場合、その時点の事例（平成 21 年 4 月 1 日以降の事例）として把握、計上されることとなる。

なお、これまでの報告では、各年の 1 月から 12 月までの 12 か月間の事例を対象としていたが^{注1)}、平成 19 年の児童虐待防止法の改正により、国及び地方公共団体による重大な子ども虐待事例の分析の責務が規定され、平成 20 年 4 月から施行されたことに伴い、第 5 次報告において、これまでの暦年による 12 か月分に加えて、法施行前までの 3 か月分を加えた平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 15 か月を対象期間とし、暦年から年度へと対象期間の変更を行っている。

注 1) 第 1 次報告は平成 15 年 7 月から 12 月までの 6 か月間の事例である。

(2) 検証方法

1) 調査票による調査

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課又は母子保健主管課に対し、事例の概要及び子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応等の詳細について調査票を送付し回答を求めた。

2) ヒアリングによる調査

① 事例の検証

調査票により調査した事例のうち、都道府県等において検証が実施された事例の中で特に重大な事例について、さらに詳細な事実確認を行うため、地方公共団体及び関係機関を対象にヒアリングを実施した。

② 検証報告の検証

①によりヒアリングを実施した事例について、都道府県等の検証組織等が作成した検証報告等をもとに、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題などについて、当該検証組織の代表者、地方公共団体及び関係機関を対象に、併せてヒアリングを実施した。

ヒアリングに当たっては、本委員会の専門委員及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課の職員がチームを組み、関係都道府県等を訪問して行った。

3) 分析

1) 及び2) の調査結果を基に事例の総体的分析を行うとともに、個別事例及び地方公共団体による検証から得られた課題等について分析を行った。

なお、今回も第3次報告から第5次報告と同様に、心中以外の事例と心中事例を分けて集計し、その相違等について分析を行った。

また、本報告では、個別事例について、検証の趣旨を損なわない範囲で個人を特定できる情報を削除するなど対象者のプライバシー保護にも配慮した。